

令和4年度 教職員定期人事異動方針について

令和4年度教職員定期人事異動方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和3年9月28日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

市民の信託に応え、本市公立小・中学校教育の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するための定期人事異動方針について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

令和4年度 教職員定期人事異動方針について

一宮市教育委員会

1 方針

愛知県教育委員会の「令和4年度教職員定期人事異動方針」に基づいて実施する。

- (1) 広く人材を登用し、適材を適所に配置し、教育効果の向上をはかる。
- (2) 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- (3) 地域及び学校間における教職員構成の均衡、充実をはかる。
- (4) 遠隔地への勤務を余儀なくされている者については、計画的に調整に努める。

2 実施要項

- (1) 校長については愛知県公立小中学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に、教頭については愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
- (2) 多様で豊富な教育的経験をもてるように、学校種別間の交流について配慮する。
- (3) 同一学校の長期勤務者についての異動
 - ア 同一学校6年以上の勤務者はその対象とする。
 - イ 新任より同一学校5年以上の勤務者を対象とする。
- (4) 同一学校の短期勤務者についての異動
 - ア 勤務年数が3年未満の者については、原則として対象にしない。
- (5) 通勤時間は片道おおむね1時間30分程度までを原則とするが、常に教職員の適正な配置を優先して考慮する。
- (6) 同一校内における婚姻の場合は、転任について特別に配慮する。

令和4年度教職員定期人事異動方針(案)

愛知県教育委員会

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

- 1 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。
- 2 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。
- 3 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。
- 4 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。
- 5 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、改革意識を持ち、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。
- 6 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和3年9月28日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
相当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
24	リーフラス株式会社 愛知支店 支店長 石田 貴志 <small>いだし たがし</small>	スポーツの無料体験会(バスケットボール)	スポーツ指導員によるバスケットボール教室	令和3年 10月12,19,26 日(火)	一宮市総合体育館	無料	(7)
25	一宮サウスライオンズクラブ WINGS支部 会長 杉本 陽 <small>すぎもと あきら</small>	こらいおんマルシェ	<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブを実施し、集まった食品を一宮市内の児童福祉施設や子ども食堂へ届け、貧困層の児童を支援 ・地域の人々に楽しんでもらえるようマルシェを開催 	令和3年 11月3日(水・祝)	太平島公園	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
29	語りと音楽★マカロン 代表 なかの あき 中野 亜希	「語りと音楽★マカロン」が贈る「小春日和のアコースティックライブ」	・絵本の読み聞かせとアニメーション、アコースティックライブ ・参加者:50名	令和3年 11月13日(土) 10:00～11:30 11月21日(日) 13:00～14:30 11月28日(日) 10:00～11:30	・ふじた亭 ・響愛学園 ホール	無料	(7)